

を佩び、鎗をとりて、馬の左側に隨へり、松岡は長巻をたづさへて、馬の右側に附添へり、斯て翁を初め、以下の同志の士等皆悉く四月已來の幽閉なれば、鬚髮茫々として、恰も鐘馗の如し、其他數十人の同志は、思ひ々々に得物を携へて、翁の前を警衛せり、實に勇々敷勢なり、夫より翁は寄合肝煎佐藤兵庫高五千石の邸に入り、兵庫に面會し、我れ今日大城の炎上は、只事ならず、君上の大事にも及ぶべしと心得、幽閉の禁を犯して、君上を警衛せんと欲して、敢て出馬仕れり、然れども我<sup>ハナ</sup>繼に之をなさば、閣下の役柄に對しても御咎めもあらんかと存ずるより、一應御斷に出でたるなり、而して予は今日禁を犯せる上は、直に割腹の命有之ものと心得、其仕度も調へ來れり、我が禁を犯せし義は、素より閣下の越度にあらず

して、全く予の所爲なれば、閣下宜しく此意を言上あられたしと、忠義に凝りたる一徹心、實に思ひ切つたる顔色なり、兵庫暫時默然として、翁の面貌を眺め居たりしが、ハラ／＼と涙を流して曰く、今に始めぬ貴下の誠忠、寔に感ずるに餘あり、去りながら貴下の身若し大事に及ばゞ、君上も股肱の忠臣を失はるゝなれば、貴下今日の事は之を思止りて、疾く邸内に還り、謹慎せられよ、忠を盡すは今日に限らざるべし、予不省ながら、貴下の御爲め悪しくは取計ひ申さゝるべしと、翁の曰く、最もの事なり、君上に盡すは今日にも限るまじ、未來無限の日月あるべし、去ながら老少不定の世のならひ、又と云ふ日は期すべからず、況んや我已に心を決し來れり、今生きて還るの心なし、豈後日の事を論ずるに暇あらんやと

直に袂を拂つて去り、馬に跨り大城指してぞ急ぎける。一隊の士等、眼を四方に配りて、大城の前後幾回となく見廻りければ、其場に居合せたる人々、其異風の装束を見て、驚愕せざるはなかりけり、かくて各自餘りに疲勞を覺へたりければ、大手前酒井雅樂頭の番所に到りて、暫時休息を願ふ旨を申入れたり、此番所は江戸市中最も厳しき場所なれば、若し通常のものならんには、此場所を何と心得て休息杯を申入るやと、叱責せらるべきに、翁等の威勢にや恐れけん、詰合の役人共驚ける面色にて、互に目と目を見合せて言ふものだにあらざりしとぞ、其詰合の一人、大城の天主櫓の將に燒墮んとせし時、火勢の猛烈なるを見て、アレ／＼見玉へ、彼の面白く美しき事をと云ふや、翁に附添ふ松岡萬、勃然として怒

澤左近將  
監翁の誠  
忠に感激  
す

氣心頭より發し、其者の襟首を攫んで、大地にひきすえ、此の白痴漢君家の御災難を見て、美しきの面白しのは何事ぞ、容捨はならじ、覺悟せよと、あはや一撃にせんと相見へけり折しも翁急に聲を懸け、松岡よ、はやまることなかれ、彼輩を手撃にすればとて、何の益かはあると、松岡乃ち放ち去らしむ、其者頭を抱えて、鼠の如くに遁げ去りしが、實に見悪き有様なりしとぞ、其内次第々々に鎮火に及び、夜もほの／＼と明ければ、翁は馬をかへし、悠々として同士と共に、自邸を指してぞ戻りける、歸途一つ橋門に差かゝりし折柄、圖らず講武所奉行、澤左近將監、兵士を率ひたる一行に遇ふ、左近翁を見て衆に命じて、列を左右に分ち、自から馬を眞先に進めて出て來る、翁も亦之を見て馬をば進められたりしが、左近

大音聲にて、嗚呼勢州(翁當時伊勢守なるを以てかく呼ぶなり)貴殿今大城を警衛して歸邸せらるゝと覺ゆるぞ、善くこそ禁を犯して、此舉に及ばれたり、我れ之を知らずして、曩きに貴下を詈りしことの悔しさよ、彼れ勢州は久しく幽閉の身なれば、斯る火災あるも、後日の難を恐れて君上を警衛せざるは、さても腰抜け武士なる哉と、嗚呼慚愧々々、流石は忠臣と聞へたる、勢州なりとて、大に讚嘆せられたり、翁の曰く、我れ君上の爲には、已に既に身を犠牲に供したり、今日は殊に幽閉の禁を犯し、此舉に及びたれば、何時割腹を命ぜられんも期し難しと心得、豫め其仕度して出馬せしなり、然るに未だ其命に接せざれば、斯く歸邸の途に就きしなり、後刻に至らば、定めし御處分もあるへければ、貴君と面會も、最早只

今限りと覺ゆるぞ、我が亡後は、貴君等宜しく君上を保護し玉はれと、肅然として陳へければ、左近之を聞き、潜然として兩眼より涙を流し、馬上に俯伏して、頭を上ぐることに能はず、聲を呑んで歎歎す、翁一禮して、之に別れ自邸に還り、只管御沙汰を待ち受けたり、翁さきに出馬して酒井雅樂頭の番所に憩ひし砌り、取り敢へず詩を賦して、其懷を遣る、その詩に曰く、

忠魂の詩

憶昔清正征韓役。 神威凜冽凌豪傑。 悲乎豊公方寸鏡。  
 一時蔽遮忠與猾。 令嚴禁重身困冤。 欲仰不能眞日月。  
 姦邪竊政擾賢愚。 天怒人怨有殃孽。 震動警君聚樂城。  
 豊公俄然庭中出。 瞥見一將率精兵。 倉卒來謁藤清正。  
 容貌瘦黑如夜叉。 豊公相顧淚縱橫。 吁汝襁褓長膝下。

逸事

事々所爲尙我行。親問軍事應答速。進退有據表純誠。  
此時浮雲漸掃盡。皎々秋天日月清。慷慨雨注懷舊淚。  
今古無差忠義情。

かくて澤左近は閣老參政に謁して、切りに翁の冤を訴へしかば、幕府も翁の誠忠にや感じたりけん、同年十二月命を傳へて、翁の幽閉を免し、日ならずして、再び二丸留守居席兼槍術師範を命ぜらる、此時山岡鐵太郎、松岡萬も同く幽閉を免ぜられしと云ふ、

維新の革命と泥舟翁

翁は夙に勤王を唱へたるの人なり、又征長の不可を論じたるの人なり、今其維新革命に於ける、翁が言行の一分を擧げて、以て天下の志士と共に、翁の人格を窺はむ、

恭順首唱  
の泥舟翁

慶應戊辰の春、伏見戦争の後、將軍慶喜公朝敵の名を得て、江戸城に歸るや、上下人心洶々として、其狀言ふ可からざるものあり、此時翁既に江戸にありて、幕府が嘗て將軍職を辭するに方り、情體甚だ快からざるものあり、今又更に其汚名を聞き、愁然として曰く、嗚呼、今や幕府仆れて、國家將に亂れんとす、此時に當ては、唯王家に恭順して、以て人民を安穩ならしめんには、如かざるのみと、單騎にして本城にいたり、慶喜公に拜謁せんことを乞ふ、如此すること七晝夜に及べども、近侍の妨ぐるところとなりて、果さず、翁慨然として曰く、大厦の仆るよ、一木のよく支ふる所にあらず、又如何ともなし、がたしと、閣老小笠原壹岐守に謁し、上書して公に拜謁を請はんと欲し、談論數刻に及んで、閣老其言に感動し、涕淚する

當時翁の  
退に就  
海舟翁  
の直話

こと稍久うして曰く、貴下の言極めて善し、余直に之を上聞に達せんと、而して復奸吏の妨ぐる所となりて果さず、翁猶ほ屈せず、毅然として人臣の大義を論じて、恭順を主張す、是に於てか左右皆口を緘む、爾後直に公に謁するを得たり、此所最も参考となるべき、海舟翁の直話あれば、今之を左に記さん、但し編者嘗て翁に侍せし、當時の問答なり、予問、將軍が東歸せられたる當初、江戸城中の模様は如何でありしか、

翁曰、なに夫れはなす、小供が外で喧嘩をやつたのと同じて、少し相手が頑張ると、直にも一恐ろしくなるものだから、無茶苦茶で前後も知らず、一目算に我家に駆け込んでくるのだから、別に理窟もへちまもあるものかい、だから

我が穴に逃げ込んだ後だつて、何にも善い工夫が出るものかい、へどでも出やうよ、己れなんかには、最初將軍の歸城した頃の事は、なにを遣つて居たかさつぱり分らんよ、夫れも己れは當時閉居の身だから、仔細な事は知りもせないが、多分田舎芝居でも遣つて居つたのだらうよ、予問、慶喜公が伏見鳥羽の失敗によつて、東歸して、江戸城に歸着せられたるは、明治元年一月十二日と、記憶せり、而して先生は當時閉居の身なりしを、一月十七日不意に海軍奉行に復任せられ、又更に進みて同二十三日、陸軍總裁の重任を拜命せられたる事は、既に拜聴せり、然るに其間に於ける、高橋伊勢守は如何なる進退をなせしか、將たまた先生の閉居せられし御身分を、不意に顯要の職に任命

せらるゝが如きは、誰人の意思に基くものなりしか、嘗て先生の御話によれば、大久保一翁の推舉によれりと拜聽仕れるも、單に大久保の推舉と申すも、慶喜公歸城以來、此推舉に至るまでには、定めし込入りたる事情もあらん、余嘗て聞く、將軍東歸せらるゝや、伊勢守憤然立ちて、單騎登城し、將軍に謁を乞ふ事七晝夜、奸吏輩の妨ぐる所となり、終に果さず、是に於て伊勢守大に憤激し、小笠原壹岐守に面して、君臣の大義を論し、世運の状態を併せ辨じ、畢竟王家に恭順の外策なきを主張して、大に壹岐を感ぜしめ、且つ左右皆口を閉さして、敢て言ふものなかりしとかや、拜聽仕れり、乞ふ如上の仔細に就き少しく御説明を賜へよ、翁曰、夫れはノ、一々しやべれば限りもあるまいが、手近

く分り易く、正直に云うて見れば、あの高橋と云ふ奴はナ、前から勤王などと云うて、頑固張つて居つた方だから、あの時將軍が朝敵の名を得て歸城したと云ふものだから、氣が氣でない、其處で直に登城して、將軍に何事か言上しやうと、正直一圖に出掛けたのだ、(併しあれも頼との馬鹿ではない、中々思慮はあつたよ)すると左右があの高橋の野郎、何を云ひ出し上るのよ、此の耻辱を受けて、恭順のへちまのそんな沙汰じゃないなどと云うて居る内に、高橋が更に小笠原に向けて、グワント突込だものだから、小笠原も少しは心得のある奴だ、で、成程と合點はするはしたが、中々閣老中間は馬鹿者ばかりで、容易に運びが付かんだ、すると流石は大久保だ、之はと思つて、此際はもう尋常の手段じゃゆかんと見て、

委細を將軍に申上、此時こそ立役者として、勝が必要だと云ふので、閉居もへちまも、猶豫の出來べき所でない、だから直に海軍奉行を復任し、更に軍事總裁と遣つて來た、其處で己れは直に登城して、皆なのワイ／＼協議をするのを聽て居た、後から己れは細かに世運の状態を説き聞かせて、畢竟恭順の外現下取るべき策はないと論じ付けた、其處で高橋の云ふ事も通る事になつた、依つて高橋も將軍に謁して、己れと共に恭順の至當にして、又時勢として然らざるべからざる事を説いて、事全く恭順に決した譯である、其以前慶喜公に自殺を勧めやうと、閣老中間にも密議があつたのだ、夫れを泥舟が漏れ聞きて、憤激血涙遂に其議を破ぶつて、恭順に決したのだ、之は最も秘密であ

つたで、其當時あまり知る人はなかつたが、お前が切に問ふから事實を云うて置ふ、其他の子細は、中々一朝にして言語に盡せないよ、其處で高橋の行動も、畧ぼ察せられるであらう、

予問、一月下旬に至りては、先生も既に重要な職を擔ひ、登城して其議に與るを得、夫れまでは伊勢守一人にて、先づ恭順の議を主唱し、先生出て、愈々恭順と決し、二月十二日將軍は上野の寛永寺に退居せられし事は、予も畧之を諒せり、然るに予窃に當時の形勢を案ずるに、世は既に尋常の時にあらず、されば此の如き時變に接しては、泰平無事の世に於ける、殿様とか、大名とか申すものは、概して役に立たぬものにして、當時事に當つての實際家は、先生は

無論、高橋伊勢守、大久保忠寛、閣老には小笠原壹岐守位なものなる可し、併し其中最も諸事に當りて勇斷されたるは、先生と伊勢守位なものなるべし、殊に先生が一切の軍事と、朝廷に對する主動者の重任を擔はれたるは、論を待たざる大々的の御難事でありますが、猶ほ一ツの疑問は、將軍の一身を髓に引受けて、微りとも動せず、全く其恭順の實効を奏せしめたる、乃ち將軍の守護者であります、たとへ先生が如何に天地を動かすの勇ある人にしても、亦知謀ある人にしても、御一人にては左様にお手の使へるものではありません、若し當時將軍を奪ひ去られて、事を舉げられしならば、先生が如何なる御辯護を朝廷になさるゝも、將軍其人にして官軍に抗しつゝある以上

は、恭訓の實は何とも立たざるものでありまじやう、然るに幸にして伊勢守の明と勇とを以て、其守護の任に當られしと承れり、實に感心の次第であります、予の伺はんとする所は、先生が本城に留まりて後事を謀り、伊勢が主公を奉じて上野に退居謹慎せられたるは、誰人の立案なりしか、又將軍が愈々恭順謹慎と決して、東叡山に退居せらるゝに至るまでの城中は、如何なる模様にてありしか、其間の事情少しく御説明を玉へ、

翁曰、最初將軍が東歸されて、二三週間位は、所謂お殿様連中が、空威張りをして、狐使位は遺つて居つたが、二月十日過ぎになつて、愈々恭順と決し、主公が東叡山退居となるや、二月十二日退居キツチンツカヒサア事だと云ふので、誰一人踏込んで



相手になる奴はありやしない、可憐三百年天下政權の府たる江戸の大城は、寂として人なした、何處に逃げ上つたか、皆我身が恐ろしいものだから、大義も君恩も構へはしない、お氣の毒ながら將軍は、只獨り大城の奥に坐せられ、奥女中や番人位な、逃げやうにも力及ばざる奴ばかりに放任されて、悲惨なものだつたよ、こんな有様だから、誰が發案者も命令者も外にあるものかい、其處で己れは高橋と互に誓つて云ふに、最早今日となつては、ド奴もコ奴も一人だつて眞に頼みになる奴はないから、互に一身を捨て、此極に當るの外はない、拙者が本城に留まつて、朝廷に對する萬事を擔ふから、お前が主公一身の事を負擔してくれよ、此際は主公の一身さへ眞實恭順の姿になれば、

後はなにも構へはしない、處が脱走の輩や、恭順を肯せざる馬鹿者のあはれ者が多いから、お前でなければ、逆も夫等の輩を鎮壓して、慥に主公を托せられん、萬一主公を奪ひ去らるるに至つては、最早や如何なる計策も、夫までの事だから、此義はお前が引受てくれよと頼んだよ、其處らに至つては、流石は高橋だつたよ、ッア其處で愈々事決して、將軍が上野に退居となるや、夜已に闌で、大城は寂として、人無の有様だ、從來將軍が城を出るなどと云ふ時には、非常な行列で、中々の大事だ、處が此際は打て替つて、可成人目に觸れざる様、殆ど夜逃をして、落行姿だ、まア將軍が東叡山に退居せらるゝ前後は、こんなものだ、

公即ち翁に向つて曰く、予歸城の後、既に十餘日を経過すと

泥舟翁慶  
喜公に建  
言せし模  
様

泥舟遺稿

雖も、汝來りて事を問はざるは何ぞやと、翁對て曰く、是は意外の事なり、臣過日伏見の一敗にて、公歸城せらるゝと聞かば、國家の大事此時にありと、決然起つて、單騎登城し、公に拜謁を乞ふこと七晝夜に及ぶも果さず、此に於て上書して閣老に謁し、拜謁を請ふこと頗ふる切なりしも、亦果さず、臣獨り血に泣くのみ、今日圖らずして、召さる、知らず是れ何事ぞやと、公愕然として曰く、予之を知らず、唯汝の來らざるを怪むのみと、時に公翁に命する處あり、翁乃ち公に説て曰く、方今天下の形勢を觀察するに、人心離散して一定すべからず、加ふるに外夷覬覦の今日、臣が見る所を以てすれば、其急務とする處は、唯王家に恭順して、以て中原に干戈を動かさず、人民をして塗炭の苦を受けしめざるを以て、得策となすの

主公を護  
衛して恭  
順の實を  
奏す

義弟山岡  
鐵舟を抜  
摘したる  
模様

み、若し然らずんば、臍を噬むとも亦及ばざらんとすと、公未だ決せず、有栖川宮總督官軍を率ひて將に東下して、罪を幕府に問はんとするに及び、公意漸く決す、翁安房と謀り、自ら遊擊精銳の兩隊を引率し、公を護衛して、上野寛永寺に退居し、以て恭順の意を表し、勝安房は留つて本城を守る、公官軍の駿府に入ると聞かば、愀然として翁に命じて曰く、嗚呼事愈々迫れり、予寢食すること能はず、汝直に駿府に到り、予が恭順の實を朝廷に奏せよと、此時に當り、麾下の士幕府が先に、薩長土等の士に售られ、政權を失ひ、而して今剩へ朝敵の汚名を受けたるを憤り、恭順を欲せざるもの甚だ多く、動もすれば、公を奪ひ去りて、事を舉げんとするに至る、唯翁を恐れて、辛うじて發せざるのみ、翁命を奉じて、公の前を退

逸事

き、將に駿府に向はんとす、公又遽に翁を召し返して曰く、伊勢々々待てよ、汝去らば、麾下の士豈爆發するものなきを知らんや、汝にあらざれば、予が命を全うするものなく、又麾下の士を鎮定するものなし、此時に當りて、汝の身體二無きを憂ふるなり、今汝に代るべきものあらば、汝乃ち之を舉げよと、告了りて、涕淚交々下る、是に於て翁即ち曰く、諺に言はずや、子を見ること親に如かずと、今麾下の士を見るに、尊命を全うすべきもの、臣が義弟山岡鐵太郎鐵舟に如くものなし、知らず公之に命じ給はんや否やと、公漸く涙を拭うて曰く、汝の言既に如斯、予豈に命せざらんや、汝直に命を傳へて、疾く走らしめよと、翁曰く、此一大事を命ずる豈輕易のことならんや、公今彼を御前に召して、親しく命ぜられむには如何か

ざるなり、君命重からざれば、臣事を輕んず、若し誤りて此命を辱しむるに至らば、駟も亦及ぶ可らずと、是に於て公遽かに山岡を召して、直に之を命ず、山岡命を奉じ、勝と謀りて、薩人増滿休之助を從へて、駿府に到り、參謀西郷隆盛に謁し、來意を演へて曰く、主人慶喜今回先非を悔悟して、王家に恭順せんとす、其實を顯はして、既に身自ら東叡山に退居して、唯朝命を是れ待つのみと、問答稍久うして、西郷其説を容れ、事即ち決す、

此時榎本武揚、大鳥圭介、松平太郎等の士、憤激自ら禁せず、將に事を舉げんとす、公之を聞き大に之を憂ひ、翁に命じて之に諭さしめて曰く、今卿等主君の爲めに事を舉げ、忠を竭さんとす、其志實に嘉みすべしと雖も、今日譜代恩顧のものも

榎本、大鳥等、を説諭す

亦日に背戾するもの多し、又麾下の士と雖も、其心俄に測るべからざるものあり、縦ひ事を舉ぐるとも、必ず成す能はざらん、然らば別ち今の時に當り事を舉るは、猶ほ刃を以て君腹に加ふるが如し、之をも忍ぶ可くば、孰れをか忍ぶべからざらん、卿等幸に之を省せよと、榎本等躊躇して決せず、明朝答ふるあらんと云ふ、翁則ち去る、其夜榎本等軍艦を率ひて、脱走し去る、公慨歎措くところを知らず、翁乃ち兵士を率ひ、公を護衛して水府に行く、此より先き翁自ら謂へらく、吾公の護衛の任に當るもの我にあらざれば、能はざるの情勢あるは天命なり、蓋吾家幕府三百年の鴻恩と、神州國恩の萬一を報ずるの秋、自然にして至れるなり、縦令此の任を終ると雖も、豈に浮雲の榮華を求んが爲め復び世に出でんやと、翁

終始其志を變ぜず、清貧を甘んじ、誠節を持し、操守世を終るまで偷らざりしは、亦以て眞の士大夫たるに耻すと云ふ可し、孔子曰く、人知らずして慍らず、亦君子ならずやとは、是翁の謂乎。

泥舟翁の  
直話

左に参考として、泥舟翁の直話を掲げん、之余が嘗つて翁に侍して、見聞したるものゝ一斑なり、予問、山岡先生が「戊辰の變余が報國の端緒」と題して、懷舊の情を記したる、隨筆の中に云へる要に、將軍が伏見鳥羽の變によつて、歸城せられ、麾下の士を集めて、善後の策を講ぜらるゝも、余は弱冠不肖の身なるを以て、敢て其機密にあづかることを得ず、唯一箇の浪人叛逆者<sup>ハナシ</sup>と目せらるるのみにて、有司一人として余を用ゆるものあらず、而し

て漸く其急、日一日に迫り來れるを見て、日夜焦心苦慮するのみ、而して將に時機の至らんを待ち居たりしに、奇なる哉、二月下旬、急使我宅に來つて、速かに將軍の御在所に來れと申す、依て直に至つて見ると、義兄伊勢守は將軍の坐側に侍り居て、將軍は余に命ずるに、駿府なる官軍の督府に至り、恭順の實を貫徹せよと申された、終に余は此使命を全うして、舊主の祀をも絶たしめず、江戸百萬の生靈も塗炭の苦を免れ、國家は海外の訾をも受けず、幸にも明治の新日本を安産せしむる事が出來たは、不肖ながら誠に喜ぶ所である、幸に國恩の萬一を報ずるを得た、云々併し之は、幸に明眼なる義兄伊勢守があつて、不肖なる余を引出してくれたからである、云々と記されてあるが、其

當時の状態を承はりたし、

翁曰、それはなア、鐵太郎が正直な奴でござんすてなア、そんなことを書いたので、も一其當時と云ふものは、物騒一方ならず、今より之を想像するも、世の中には、あんな事もあつたげなど、自分ながら夢の様でござんすてな一、足下の様な若い方に、彼是話しを致しても、殆ど虚言の様にしか聞き取れましますまいよ、又世人等の利巧と申したら、私の様な仙人まがひの變人は、呆氣に取られますでな一、世人は皆自分が一番えらいと、自叙傳を書いたり、講話したり、或は人に書せたり、實に妙な世の中でござんすよ、又それを聞人も矢張り五分々々だて、歴史の如きは、往々眞實の事もある位なものでござんしやう、又私の様なものは、別

にそんなことを囁りどころではない、人から言はるゝも、  
氣の毒で耐へません、云々

とて言調頗る謙遜なりと雖も、亦犯すべからざるの概あり  
き、

予問、小生嘗て海舟翁に就て、畧ぼ質したる事ありしも、猶  
ほ先生へも御伺ひ申さん、そは外ならず、彼明治十四五年  
の頃にてもありしか、朝廷に於ては、維新以來の元勳者に  
向つて、各自其勳功録を差出すべき旨、御達しあり、山岡先  
生にも、其旨ありしも應ぜず、爲めに宮内省は、急用に託し  
て山岡先生を召喚せしに、先生出頭したるに、即ち勳功調  
への事にて、委員等は先生に尋ぬるに、其勳績の事を以て  
したるに、予は勳業なしと對へ、更に質問する所あるも、皆

泥舟翁の  
直話  
(勳章論  
に就て)

忘れたりと對へて、且ツ申すには、餘り虚事を拵へないや  
うにせよと、言ひ棄て、歸り來りしと聞き及べり、此義に  
就ての御所感如何。

翁曰、あの時鐵太郎が、宮内省の歸途、私の宅に立寄つて云  
ふには、今日宮内省から召喚されて、出省して見たが、どれ  
もこれも、皆己れが天下一の大元勳者だと言はぬ計りに、  
勳功録が出してある、なにもかも皆自分のした様に書い  
てある、あれでは拙者輩の云ふ事はなんにもないから、私  
は皆忘れたと云うて置きました、勝(海舟)も出て居りまし  
たが、自分勝手に書き出して、是で善いネー、と云ひま  
すから、左様々々、さうでもあつたらうと、云うて置きまし  
た、大久保(一翁)が第一、勝も亦足下を憎んで居りますから、

足下のした事などは、爪切れ程も、勳功調書に記載してありません、ド奴を見ても、皆小天狗計りで、人家の無い所の戸長か、相手のない角力と同じ事です。私も可愛相と思つて、知らぬ顔で歸りました。と鐵太郎が私に話した事があります。それで私は、なにそんなことは何でも善いと、云うて置きました。

予問、小生は海舟翁に就て、翁の意見として、大畧の事情は聞き及び居るも、猶ほ先生にも御伺ひ申さん、明治十六年の頃、宮内省より井上馨氏を、無理に人選して、名を勅使にかりて、勳章を持参せしめて、山岡先生の宅に差遣せしめたる事あり、然るに山岡先生には、勳章を固辭して受けず、その旨趣は、拙者には勳章を拜領する丈の功績もなし、亦

功績ありとするも、人臣賞罰の當を得ない勳章は、拜領する譯にまゐらぬとて、遂に之を拒絶して、終身勳章を拜領せざりしと承れり、而して此勳章を拒絶したるに就ては、當時諸新聞世評等にて、山岡の勳章論とて、中々の評判なりしが、本件に就て先生の御所感は如何でありますか、翁曰、私は御存知の通り、死人同様の姿で、世の謂ゆる毀譽の如きは、一切皮相と打棄てゝ居ります。で、何んであつたが、世間の評判は、克く記憶に留めて居りませんが、兎角鐵太郎が勳章を拒絶したる要旨を、極手近かく申せば、彼が嘗つて私に云ふには、彼等が勝手の勳功定めをして、イヤ己れが何爵の扱て何位で、勳章は一等だの、二等だの、勝手に取り合をしたものだで、此方に對しても、申譯に記を持

て來たけれども、斷然拒絶して置きました。夫れも皆の奴が、親の財産を只だ貰ひした奴か、左なくば人の物を横取りしながら、己れが辛苦して仕出したなど、空威張をして反つて此方に向つて、惠を與ゆるやうな氣になつて居るから、斷然と刎付て遣りました。夫れも足下<sup>アタタ</sup>にでも、相當の叙勳があつた上なら、私も受置て耻かしくないけれども、餘り逆様<sup>サカサマ</sup>な事を遣りかけるで、あア遣つたのでござると、物語つて居りました。夫れで彼れは、終身無勳章でありました。死した時に、勅使がまるつて、勳章を賜ると云うて、置て販りましたが、夫れはも一死人だて、拒絶もしないので、以上の如く、彼是其實證を拵へ來れば、それら列擧の間に於て、翁の性格及び其勳業、等彷彿として、吾人の神心を感動せ

編者の所感

しむるものあり、然と雖も余今之を詳論せざるは若し誤つて翁の意に違ふが如きあらば、翁の英靈に對して、大に耻づるなきを得ざれば也。

附して言ふ、明治の政府には、古跡調査局あり、勳功調査局ありて、現存者と故人とを論せず、苟も邦家の爲め、其効績徴證するに足るものは、或は贈位し、或は叙勳し、以て其人を遇するに吝ならず、而して余窃かに之を考ふるに、今の贈位叙勳の恩命を賜るもの、其効績必らずしも、泥舟の右に出づるものゝみにあらざるべし、將たまた一步を譲りて、他は皆効績の著大なること、泥舟の比にあらずとするも、唯獨り泥舟一箇の事績に徴して之を言はん、に、明治政府は、泥舟の行績に於ては、敢て行賞の價値なきものとなすか、予や疑ひなきを

逸事

二〇三



得ざるなり、後の君子幸に我國史をして、永く誤謬に陥らざらしめんことを希ふのみ、

維新後泥舟翁が仕官せざる理由

予嘗て翁に侍して曰く、先生は幕末の傑士にして、當時其名天下に囂々たりしと雖も、如今天下先生を知るもの、一分の人士を除くの外殆ど希なり、顧ふに其理由なかるべからず、蓋先生の名世に著れざるの理由に二あり、明治政府勳功調査の際に當り、先生の功績を湮滅して、身を華族に列せざる一つ、幕府亡び新政府組織せらるゝに當り、先生斷然として官を辭し、身を野人に委ねしこと二、即ち此の二大原因によりて、先生の高名は、既に地下に葬られたるものゝ如し、而して予が今先生に問はんと欲するものは、幕府仆るゝと雖も、

心中齋主  
に誓ふ所  
わり

事倉卒の時に當り、人才の必要一日も欠くべからざるものありしに、先生如何にしてぞ、其人撰に漏られたるや、甚以て疑はざるを得ず、乞ふ幸に尊教を吝む勿れ、

翁莞爾として説て曰く、足下の疑問眞に以て然る可し、予昔時天下の爲めに、恭順を首唱せしに、無謀の徒大に反駁を試むるものありしも、慶喜公斷然予が説を容れ、朝廷又幸にして之を嘉納せられ、公直に隱遁の姿となりぬ、故に予も亦公と進退を共にして、隱遁の身となり、只管天命を樂みて、更に世に出るの意なし、曾て歌あり、

狸にはあらぬ我身もつちの船

こきいださぬががちの山

と是予忍齋の號を改めて、泥舟と號する所以なり、然るに明

關口隆吉  
氏に答ふ

治六年、朝廷屢々山岡鐵太郎に内命を傳へ、或は茨本縣令に任せられんとし、又或は福岡縣令に任せられんとすと雖も、皆辭して受けず、明治十六年に至り、予が門人關口隆吉、當時元老院議官たり、予を訪ひ終日去らず、言はんと欲して言ふ能はざるものゝ如し、予其故を問ふ、關口曰く、吾輩夙に先生の恩顧に浴する事久し、而して先生曾て將軍に恭順を奨め、諸藩の懇請に應せず、中原に干戈を動かさざらしむ、其功勳偉なりと云ふ可し、又其間國事の爲に苦辛せられたるは他人の容易に及ぶ能はざる所なり、然るに維新以來、朝廷其勳を賞せず、其功を録せざるは、皆是不肖某等のなす所にして、朝廷の知らせらるゝ所にあらず、實に謝する所以を知らず、今や先生賞を望まず、又世に出るの意なしと雖も、某等

豈勉強して、先生を推舉せざるを得んや、況んや、吾輩之が障碍をなしたるに於てをや、呼慚愧身を容るゝに地なし、是を以て此頃山岡等と議する所あり、先生請ふ、枉げて吾輩の言を用ひ、二び出で、仕官し玉はれむや否やと、予曰く、諸君の厚意謝するに辭なし、諸君の知らるゝ如く、予は嘉永年間より、尊王攘夷を首唱し、同志を募り、麾下に於て五百有餘人の壯士を集めたり、又文久年間七百有餘の諸浪士、上書して予に屬せんとせり、終に台命を以て、浪士統率の任を命ぜられ、固辭すと雖も、允されず、之が爲めに幕吏の嫌疑に觸れ、剩さへ浪士取扱、窪田治郎右衛門、佐々木只三郎等、余を誣るに謀反を以てす、之が爲めに、幕府新發田、相馬等の諸藩に命じ、兵馬を發して、予が私邸と、諸浪士の屯所とを圍む、幸にして其

難を免るゝと雖も、直に蟄居を命ぜらる、冤も亦甚しと云ふ可し、試みに昔日を看よ、幕臣中尊王攘夷を以て、天下に稱せらるゝもの、予を措て誰かあるや、以上の事苟も然りとせば、勲功も亦鮮少ならざるべし、而して幕府土崩瓦解して、收拾すべからざるに及んで、予を起して政事に參與せしむ、是を以て君が言の如く、慶喜公に恭順をすゝめ、中原に干戈を動すなからしむ、山岡が公命を奉じて、駿府に發せんとせしとき、同行の増満休之助に傳言して、西郷隆盛に云はしめて曰く、徳川に高橋伊勢守と云へる、小宮山内膳あり、足下若し我君の謝罪を受けず、來りて我を責めば、誓て子に背を見せぬぞと、西郷之を聞き涙を揮て、増満に謂つて曰く、嗚呼高橋は幕府の忠臣にして、又尊王攘夷の譽れあり、今自ら小宮山に

比す、稍當れりと雖も、予を以て之を見れば、其功業小宮山輩の遠く及ぶ所にあらず、此に西郷あり、幸に念とすること勿れと答へしむ、是皆諸君の能く知る處なり、諸君今日予をして、國家の爲めに盡さしめんとならば、直に宰相の位を得せしむるや否やと、隆吉曰く、先生の論實に然りと雖も、而今一時に之を能し難し、一二回にして、之に達せしめむと欲す、乞ふ先生之を許せと、予之を肯せずして即ち笑つて曰く、何の難きことか是れあらん、予が言を以て君直に陛下に奏聞せよ、然らば事必らず成らんと、隆吉惛然たり、予復た大に笑て曰く、榎本等は主君慶喜公の命に背き、脱走して屢々官軍に抗し、戦ひ敗れ勢盡きて後、面縛して軍門に降るたも、今猶顯要の位にあり、知らず是れ何の功に酬ゆるものぞ、予は彼

等と天地の相違あれども、未だ恩賞の御沙汰を蒙らず、正に是れ茅屋の隠者たり、知らず是れ何の過に報ゆるぞ、榎本は官軍に抗するを以て、此位を得たりと云はゞ、只惜むらくば、予は麾下数千人の士と、酒井左衛門尉の使者、松平權十郎の申込みし東北二十三藩の兵とを率ひて、函嶺を越え、官軍に抗し、大に勝を制しなば、或は幕威を挽回し、又予が志をも達せしなるべし、若し誤りて敗れなば、直に降旗を樹て手妻を使つて、身を朝廷に托し、大臣若しくは參議の位を獲んこと、牡丹餅を喰ふが如くなるべしと、微笑して之を述ぶ、關口茫然として去る。

余當時關口に對し、斯の如く大言壯語せしは實に世に出るの意思なければなり、其所以如何となれば、余さきに慶喜公

を奨めて、恭順を首唱し、公をして隱遁の身とならしめ、而して自ら顯要の位置を得ば、是れ主を售るものなり、豈に志士仁人の爲すに忍ぶところならんや、是より先き、明治九年伊達自得居士(外務大臣陸奥宗光の父なり)曾て予が來歴を知れるを以て、予を舉げて、明治政府員たらしめんと欲して、宗光と謀られしことあり、世全く義氣なきにあらずと雖も、予は天命を樂んで、生涯を終へんと欲して、假初にも名利に走らざりしなり、乞ふ足下疑を懷くこと勿れと、正人之を聞き、感激して止まず、古語に曰く、王侯に事へず、其志を高尙にすとは、夫れ翁の謂ひ乎、嗟吁、

予嘗つて海舟翁に侍して、泥舟翁の人格を問ふ、海舟

翁評話の一節に曰く、

逸事

泥舟翁の  
人格に就  
て海舟翁  
の直話

なに泥舟の人物はドトかと云ふのか、あれは大馬鹿だよ、當今の才子では、あんな馬鹿な眞似をするものかい、彼が幼少の時より、槍術の稽古などした様子を聞いた事があるが、稽古となれば、晝夜數日、寢食を忘れて、命かんまずなことを遣た奴だから、ノ、そんな馬鹿者が、今の世にあるものかい、だからあれは、槍一本で伊勢守まで成り上つたのだ、併し彼は一箇の武人とするに於て、間然する所はないよ、維新の際將軍の守護を托したのも、己れは彼れの才子でない所を見取つて、之れならばと思つて、あれに托して、幸に無事を得た譯だ、又彼が舊主と共に、終身世に出でざるの誓をなして、主公を隠遁せしめ、自からも其誓を守つて、終身馬鹿の誓と、赤貧を甘じて、あんなに豚の眞似をして居るのは、逆も才子では

出来ないよ、實に馬鹿々々しいではないか、だから己れは彼を馬鹿と云ふのだ、

是れ海舟翁の評話なり、亦以て其深意を窺ふに足らん歟、

野にやまによしやうゆとも蘆鶴の

むれ居る鶏の中にやは入らむ

泥舟

## 泥舟遺稿 終

逸事

明治三十六年十月一日印刷  
明治三十六年十月八日發行

編纂者

安部正人

發行所

東京市京橋區築地二丁目廿一番地  
株式會社 國光社

發行者

右代表者  
橋本忠次郎

印刷者

東京市京橋區築地二丁目二十番地  
河本龜之助



特約賣捌

東京市本郷區春木町  
大阪市中心齋橋通北詰東入

國光書房  
國光社出張所



陸軍大臣寺内正毅君題辭  
關之君序 紫洲甲秀輔編

# 德川の孔明

袖珍美本全一冊  
定價 郵稅共  
金 十 五 錢

本書は徳川の孔明とあだ名されたる徳川東照公帷幄の謀臣本多佐渡守正信の經國意見を編纂せし者なり、世人多くは正信を以て權詐狡猾の奸物なるが如く速了すれども是實に皮相の見にして其言ふ所眞摯篤實最も今日に適切なるは本書を讀むて始て了得するを得べし

山崎 忠 和 著

# 日露の英雄

洋裝 四 六 版  
肖像入全壹冊  
定價郵稅共金廿二錢

露國の彼得大帝と我朝の徳川齊昭鳥津齊彬とは其の識見事業の世界的なる處同一なりと論し、三雄の音容動作眼前に現はれ出で、宛も活動寫眞を見るが如し、大方有爲の諸君一讀して萬古の心胸を開拓し一世の智勇を推倒するの志氣を養成せられんことを望む。

# 王學指掌

伯爵 尾崎忠治先生題辭  
從二位 宮内默藏先生著述

全洋裝 一美本冊  
定價 郵稅共  
金 拾 壹 錢

王學の吾人身心の修養に大益あることは、三輪既に天下識者の認むる所に由りて、今更論辨を要せしむるに從來この學に志すものは、初學の最要の緒を釋ねるに便ならず、本書はと雖、奈何せむ該書は雜錄體にして、初學の最要の緒を釋ねるに便ならず、本書は者か古傳習及文錄等より、二類の講究の必要なるを種別して、各項を擇ぶに便ならず、編纂の部を道體學術の二類に分ち、その下の内法各目、種別して、各項を擇ぶに便ならず、施子の傳は、一書を讀むて、世の志士幸に一讀の榮を賜へ、



文學士吉九一昌編纂

名家修養叢談

定價卅六錢  
郵稅六錢

矢田七太郎著

幕末之偉人 江川坦庵

定價二十錢  
郵稅四錢

水主天姥著 (三版)

千古冤魂 石田三成

定價二十錢  
郵稅四錢

及其時代之形勢

塚原澁柿園著

再版 山崎合戰

定價十九錢  
郵稅六錢

塚原澁柿園著 小堀鞆音 鏑木清方 畫

小牧合戰

定價十五錢  
郵稅八錢

幸田露伴序 村上濁浪澤述

再版 鐵血宰相語錄

定價二十錢  
郵稅四錢

佐倉孫三著

新刊 風雜記

定價二十錢  
郵稅四錢

森林太郎著

長宗我部信親

定價二十錢  
郵稅二錢

幸田露伴編

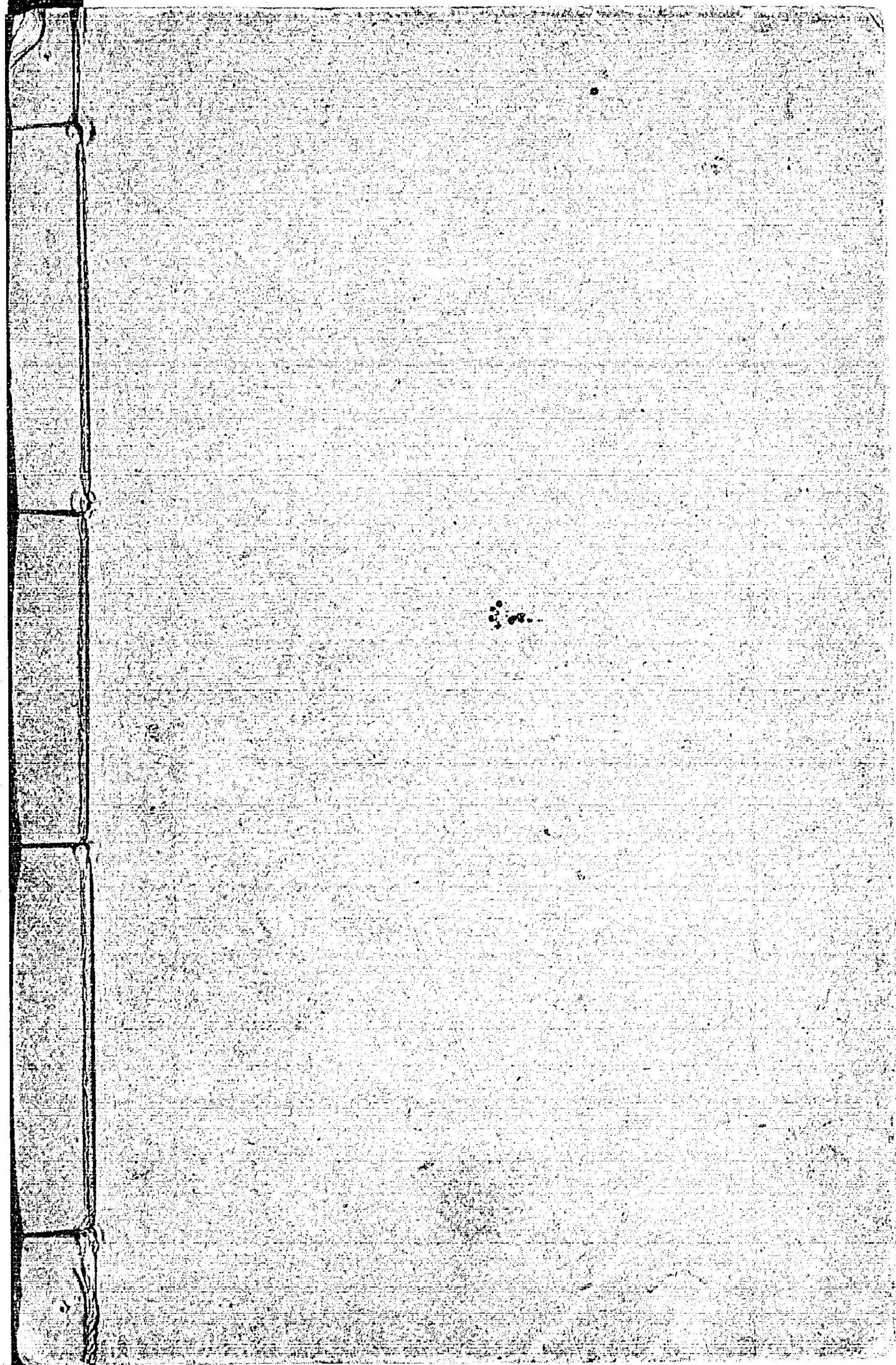
四季物語

定價五十錢  
郵稅四錢

文學士寺內淳二郎著

奢侈亡國論

定價三十錢  
郵稅三錢



泥舟遺稿

049.1  
Ja222d  
A

102512-000-5

049.1-Ta222dA

泥舟遺稿

高橋 泥舟/著

M36

EAH-0068

